



発行 東京都

目次

規則（公）

○東京都道路交通規則の一部を改正する規則……………1

規則（公）

東京都道路交通規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年7月24日

東京都公安委員会

委員長 渡邊 佳英

●東京都公安委員会規則第3号

東京都道路交通規則の一部を改正する規則

東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第6条（見出しを含む。）中「燈火」を「灯火」に改める。

第8条第12号中「作業燈」を「作業灯」に、「燈火」を「灯火」に、「点燈」を「点灯」に改め、同条第13号中「警光燈」を「警光灯」に、「燈火」を「灯火」に、「点燈」を「点灯」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「燈火」を「灯火」に

改め、同項第1号中「前照燈」を「前照灯」に改め、同項第2号中「点燈」を「点灯」に、「尾燈」を「尾灯」に改め、同条第2項中「前照燈」を「前照灯」に、「尾燈」を「尾灯」に改め、同条第3項中「尾燈」を「尾灯」に改める。

第18条に次の1項を加える。

2 施行規則第10条第3項の公安委員会が必要と認めて定めた書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 道路使用の場所又は区間の付近の見取図

(2) 工作物を設ける場合にあつては、その設計図及び仕様書

書類

(3) 前号に掲げるもののほか、警察署長が必要と認める書類

別記様式第1(裏)中「(いわゆる歩行者天国)」を削る。

別記様式第6(裏)中

| | |
|------------------|-----|
| 信号機設置の必要性がなくなるまで | 基礎 |
| 制御機 () | 燈 |
| 信号燈 | 車 用 |
| 歩行者用 | 燈 |

を

| | |
|--|------|
| | に改め、 |
| | |

同様式裏を次のように改める。

（裏）

| |
|---|
| <p>設置・管理責任者の留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 信号機及びその付加装置（以下「信号機等」という。）の維持管理のために行う点検（以下「点検」という。）を年1回以上行うこと。 2 信号機等の故障、破損等を認めた場合は、交通の危険を防止するために必要な応急措置を講ずるとともに、速やかに修理し、又は交換するなど、機能保持に努めること。 3 道路工事、交通状況の変化その他の事由で、信号機等の変更、改良又は廃止が必要であると認めた場合は、その都度、東京都公安委員会に報告すること。 4 信号機等の工事又は点検を外部委託する場合は、委託先の選定に当たり、委託先において、適正な措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認すること。 |
|---|

別表第2中

| | |
|-------|--------------------------------|
| 品川埠頭線 | 港区港南一丁目7番地先から品川区東品川五丁目10番地先まで |
| | 品川区東品川五丁目8番地先から品川区東品川二丁目6番地先まで |

を

| | |
|-------|--------------------------------|
| 品川埠頭線 | 港区港南一丁目7番地先から品川区東品川五丁目10番地先まで |
| | 品川区東品川五丁目8番地先から品川区東品川二丁目6番地先まで |
| 台場青海線 | 江東区青海一丁目1番地先から江東区青海二丁目4番地先まで |

に、

| | |
|---------------|------------------------|
| 特別区道 江550号 | 江東区新木場一丁目から江東区新木場一丁目まで |
|---------------|------------------------|

を

| | |
|---------------|------------------------------|
| 特別区道 江550号 | 江東区新木場一丁目から江東区新木場一丁目まで |
| 特別区道 江617号 | 江東区東雲一丁目7番地先から江東区東雲一丁目8番地先まで |

に改め

る。

附 則

- 1 この規則は、令和元年7月31日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正後の東京都道路交通規則（以下「新規則」という。）別表第2に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第2条の3及び同表の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都

道路交通規則別記様式第1による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができるとする。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

